



湾岸・アラビア半島地域ニュース

イラク：石油ガス法案に対する国内諸派の反応

(7月4-8日付現地報道)

石油ガス法案は、7月3日に閣議で承認された後、5日に国会議長（アティーヤ副議長が代行）に受領され、石油ガス天然資源委員会に審議準備が付託された。

（注：9日現在、本会議での審議は行われておらず、スンニ派とシーア派の一部議員が修正を求めてボイコットしているなど、円滑な審議は難しいとみられている。）

1. 4日、北イラクのクルド地方政府は、閣議が承認した現法案の本文を未だ知らされていないが、もし我々が合意していない修正が行われているならば、クルド地方政府は憲法違反となる同法案を拒否するとのコメントを発表した。
2. 6日、イラク国民リスト（世俗派、25議席）の「イラクの調和」（注：アッラーウィ元首相が党首）は、現状での石油ガス法の拙速な実施は国民の利益を損なうおそれがあるとして、政府に同法案の抜本的見直しと国会承認プロセスの延期を求めた。又、同リストのアブドルアジーズ・ヌジャイフィー議員は、議会内の石油ガス天然資源委員会の委員の職を辞した。
3. 8日、同法案に反対するサドル・ブロック（シーア派、30議席）のナッサール・ルバーイー代表の発言（注：同ブロックは9日現在、議会活動を停止中）
本法案で最も懸念されるのは、他国の契約参加であり、イラクの主権を損なうものとして断固拒否する。従って、本法案の修正を求めると共に、イラクを占領する国の企業とは契約を交わさない旨の条項を置くべきである。
4. 8日、ファディーラ党（シーア派、非UIA、15議席）のハリーファ・ジャービル議員の発言（注：同議員は石油ガス天然資源委員会の委員で報告担当）
石油ガス天然資源委員会は、国家諮問評議会で提起された13のコメントについて、相当の検証を行うであろう。国家諮問評議会は、同法における採掘許認可は「地方」ではなく中央政府に限定されるべきとしている。
5. 8日、イラク合意戦線（スンニ派、44議席）の一派である「イラク国民対話会議」のハラフ・オライヤーン事務総長は、イラクには石油に関する法律が必要だが、現法案には抜本的な修正が必要であると述べた（注：イラク合意戦線は9日現在、議会活動を停止中。なお、スンニ派については、4日にムスリム・ウラマー協会が、「石油法案に議員が賛成することを禁ずる」とのファトワ（イスラム法学的意見）を発した。）
6. 石油法案への反対意見に対し、一部UIA議員からは、石油法案のような重要法案をサドル・ブロックと合意戦線抜きで通すことは困難であり、反対意見をもつ議員も議会に出席して審議すべしとの声が挙っている。

本「かわら版」の許可なき複製、転送、引用はご遠慮ください。

ご質問・お問合せ先 財団法人中東調査会 TEL:03-3371-5798、FAX:03-3371-5799